

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会職員の退職手当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人千曲市社会福祉協議会職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの

2 この規程による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先に実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先に実父母の父母を後にし、父母の養父母を先に父母の実父母を後にする。

3 この規程による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の額)

第4条 退職した正規職員に対する退職手当の額は、次条から第7条まで及び第11条の規定により計算した退職手当の基本額に、第12条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

2 退職した嘱託職員及び常勤臨時職員に対する退職手当の額は、在職期間中、毎年度末に積み立てた退職手当積立金(15,000円)の累計額とする。

(自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害無等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間 11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間 16年以上19年以下の者 100分の90

(15年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 15年以上25年未満の期間勤続して定年退職若しくはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は15年以上25年未満の期間勤続し死亡により退職した者(業務上死亡した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる場合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 組織若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者、25年以上勤務し定年退職若しくはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者、業務上の傷病又は死亡により退職した者及び25年以上勤務し死亡により退職した者(業務上死亡した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、退職日の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(退職手当の額に係る特例)

第8条 前条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、前条及び第12条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額にする。

- (1) 勤続期間 1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間 1年以上 2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間 2年以上 3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間 3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

(勸奨の要件)

第9条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、会長が定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(業務によることの認定の基準)

第10条 会長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のものであるかどうかを認定するに当たっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき職員の業務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日の給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(退職手当の調整額)

第12条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間（退職の日以前の期間のうち、職員及びこれに準ずるものとして引き続いた在職期間をいう。）の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月（業務上の傷病による休職、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業、育児短時間勤務その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円

- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (6) 第8号区分 0円

- 2 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。
- 3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
 - (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの
前項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 4 前各号に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(勤続期間の計算)

- 第13条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第15条第1項に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。
- 4 第3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（社会福祉法人千曲市社会福祉協議会職員就業規則第24条の規定による療養休暇（業務上の傷病による休職を除く。）、同就業規則第25条・26条の規定による介護・育児休業をした期間については、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数とする。）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各号の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る

部分に限る。)、第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては1年未満)の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、第8条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第14条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒解雇の処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職した者が次に該当するときは、当該退職に係る退職手当は支給しない。

(1) 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会就業規則第42条の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(退職手当の支払の差止め)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当は、支払を差止めるものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次に該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

(1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

2 第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

(口座振替の方法による支払)

第18条 退職手当は、その支給を受けるべき者から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(実施規定)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第5条から第7条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第5条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ「調整率」を乗じて得た額とする。この場合において、第8条第1項中「第12条」とあるのは、「第12条並びに附則第2項」とする。
- 3 第5条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 第7条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、42年を超える期間継続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第7条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 この規程により計算した退職手当の額が、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程に基づく給付金の額を超えるときは、この規程にかかわらず、その給付金の額をその者の退職手当の額とする。
- 7 この附則中、第2項（附則第4項及び第5項において、その例による場合を含む。）及び第3項の規定の適用については、附則第2項中「調整率」とあるのは、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程に基づく調整率による。

調整額の区分表

別表第1（第12条第1項関係）

区 分	調整月額（円）	給料表の該当する級又は職位		
		事務職	専門職	職務
第1号区分	50,000	8級		
第2号区分	45,850	7級		
第3号区分	41,700	6級		
第4号区分	33,350	5級	5級	主幹、課長、事務局次長の職務
第5号区分	25,000	4級	4級	主幹、課長の職務 重要な業務を行う主査、係長、施設長の職務
第6号区分	20,850	3級	3級	主任、主査、係長、施設長の職務
第7号区分	16,700	2級	2級	副主任、主任の職務
第8号区分	0	1級	1級	主事補、主事の職務

※ 職務は、千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員給与規程第5条・職員給与施行細則第2条「正規職員の級」による。

調整額の支給制限

別表第2（第12条第3項関係）

退職事由	勤続期間	支給制限（支給割合）
自己都合退職	25年未満	7号区分及び8号区分を「0円」として算出した調整額の2分の1の額
	10年未満	調整額なし
上記以外の退職	5年未満	算出した調整額の2分の1の額

